

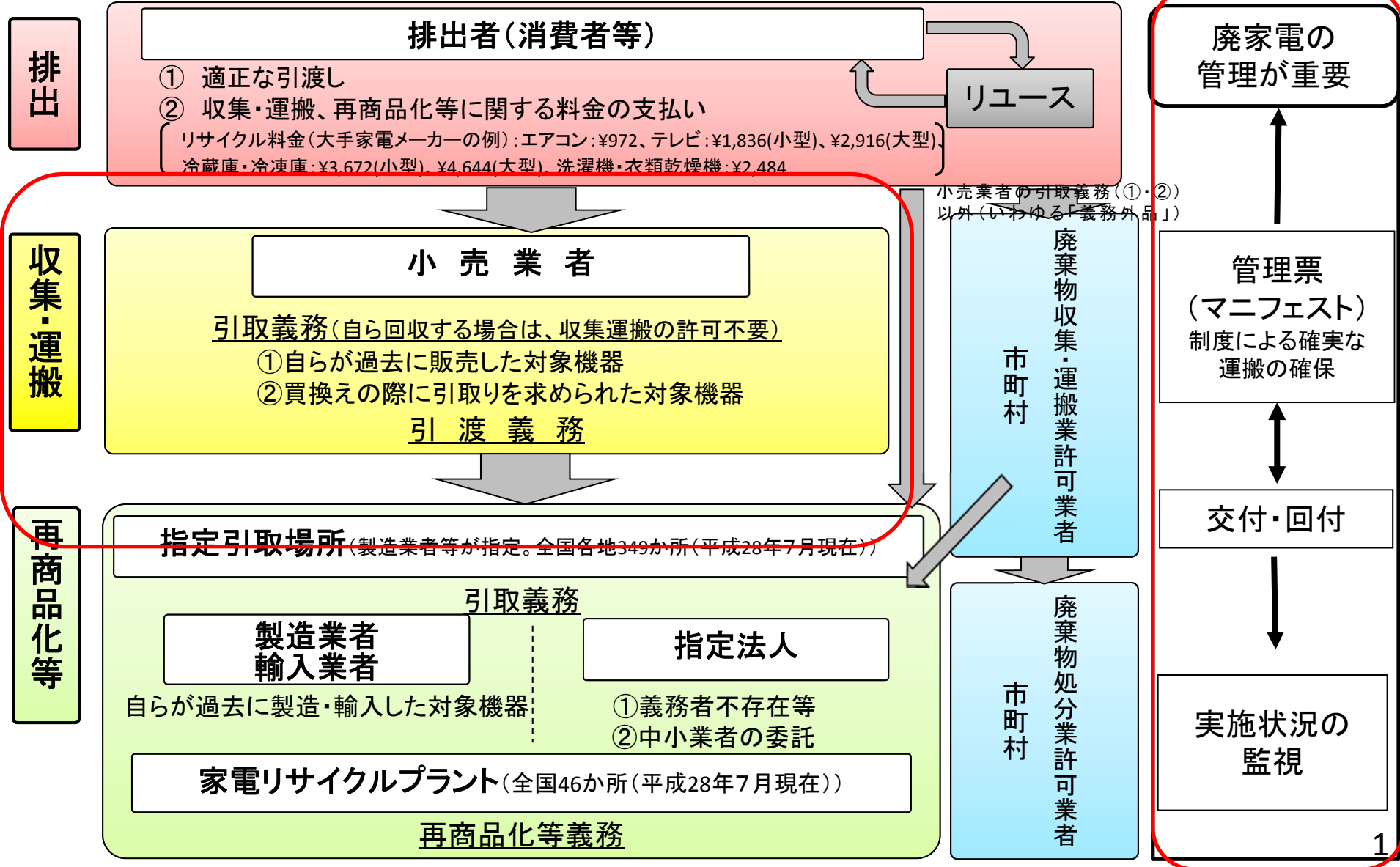
家電リサイクル法における 小売業者の義務等について

平成29年3月

経済産業省 商務情報政策局 環境リサイクル室
環境省 廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室

家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的(経済産業省・環境省の共管法)。



家電リサイクル法の対象機器

- ◆ 家電リサイクル法の対象品目は、家電製品のうち、以下の4つの要件を満たすものとして政令で指定されることになっている。

<4つの要件>

- ① 市区町村等による再商品化等が困難である。
- ② 再商品化等をする必要性が特に高く、経済性の制約が著しくない。
- ③ 設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響を及ぼす。
- ④ 相当数配達されていることから小売業者による収集が合理的である。



- ◆ 上記を満たすものとして、以下の4品目が指定されている。

- ① エアコン
- ② テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式)
- ③ 冷蔵庫・冷凍庫
- ④ 洗濯機・衣類乾燥機



※ これら以外の家電製品の多くは、平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法」によって回収・リサイクルを促進

家電リサイクル法における小売業者の義務

- ◆ 家電リサイクル法上の「小売業者」とは、特定家庭用機器の小売販売を業として行う者である。
 - ➡ いわゆる家電販売店等、店頭での販売や新品の販売に限られず、インターネット販売・通信販売、また、リユース品を販売する古物営業や質屋営業も含まれる。
- ◆ 小売業者は、費用を負担する排出者(消費者等)と再商品化等(リサイクル)義務を負う製造業者等とを繋ぐ重要な存在であり、制度の円滑な実施に当たっては、小売業者による廃家電の収集・運搬の役割が非常に重要。
- ◆ 逆に言うと、小売業者が排出者(消費者等)から引き取った廃家電を適切に管理し、適正に製造業者等に引き渡さなければ、家電リサイクル制度は形骸化するおそれ。

<参考>家電リサイクル法第5条(小売業者の責務)

特定家庭用機器の小売販売を業として行う者(略)は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるように必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

このため、家電リサイクル法では、大きく分けて4つの義務を小売業者に課している。

排出者(消費者等)からの引取義務

➡ P. 4

製造業者等への引渡義務

➡ P. 6

収集運搬料金の公表・応答(リサイクル料金を含む。)義務

➡ P. 13

管理票(家電リサイクル券)の交付・管理・保管等義務

➡ P. 16 3

排出者(消費者等)からの引取義務①

小売業者は、次の場合には、正当な理由がある場合を除き、排出者(消費者等)から廃家電を引き取らなければならない。

- ① 自らが過去に販売した廃家電の引取りを求められたとき
- ② 買換えの際に同種の廃家電の引取りを求められたとき (家電リサイクル法第9条)

解説


- ・ ①、②の場合 → 当該小売業者が小売販売として携わった範囲で引取義務を課すもの
- ・ 「正当な理由」 → 天災等の事由、排出者(消費者等)が料金支払いを拒否した場合等
- ・ 「自らが過去に販売」
→ 小売業者単位で判断。すなわち、実店舗とインターネット販売等との両方を行っている場合、実店舗で過去に販売した廃家電の引取りをインターネット販売等で申し込まれたときも引取義務は生じる。
- ・ 「引取りを求められたとき」
→ 排出者(消費者等)から、対面、電話、メール、その他何らかの形で廃家電の引取りの申込みがあったとき。また、購入の際に、廃家電の有無を確認したところ、排出者(消費者等)から「あり」と回答があった場合には、「引取りを求められたとき」に該当。
- ・ 「同種の廃家電」
→ 例えば、液晶式・プラズマ式テレビを購入し、引取対象がブラウン管式テレビであっても該当。また、衣類乾燥機を購入し、引取対象が洗濯機であっても該当。
- ・ 買換えの場合、販売した台数よりも多くの同種の廃家電の引取りを求められたときは、その全てで引き取る義務が生じる(料金は台数分を請求可能)。

引取義務が遵守されない場合は、経済産業大臣・環境大臣による勧告・行政処分、刑事罰の対象となり得る。(詳細はP. 21)


排出者(消費者等)からの引取義務②

<ケーススタディ>


① インターネット販売で、テレビの購入の申込みがあった消費者から、古いテレビの引取りの希望があった(申込みの際に備考欄等に記載)が、引取りが面倒なので、知り合いの廃棄物回収業者(又は顧客の住所の近くにある他の小売店や市町村)を紹介した。

 買換えの際に同種の廃家電の引取りを求められているので、明確な引取義務違反に該当します。

② インターネット販売で、商品の配送を委託している配送業者(廃棄物処理法上の収集運搬の許可あり)を紹介(斡旋)し、古い家電の引取り希望がある場合には、配送業者に申し込むように表示しており、電話やメール等で問合せがあった場合にもその配送業者を紹介している。

 配送業者を紹介(斡旋)し、自らでは引き取らないと表示することは引取拒否であり、引取義務違反のおそれがあります。また、申込みがあった場合に配送業者を紹介(斡旋)するのは引取義務違反となります。実際の収集・運搬を廃棄物処理法上の収集運搬許可業者に委託するのは問題ありませんが、その場合でも引取義務の主体は、あくまでも小売販売を行った「小売業者」です。

③ 購入者ではない一般の方から古い冷蔵庫の引取りの希望があり、過去に購入されたものかどうかは判断できなかったが、委託している廃棄物処理法上の収集運搬許可業者に引取りに行ってもらった。

 引取義務の対象でない廃家電についても小売業者は引き取ることができます(いわゆる「義務外品」)。ただし、引き取った廃家電については、引渡義務(P. 6参照)が生じます。

製造業者等への引渡義務①

小売業者は、廃家電を引き取ったときは、次の場合を除き、製造業者等に引き渡さなければならない。

- ① 自ら製品としてリユースする場合
- ② 当該廃家電を製品としてリユースする者(ex.消費者)に有償又は無償で譲渡する場合
- ③ 当該廃家電を製品としてリユース販売する者(ex.リユース業者)に有償又は無償で譲渡する場合

(家電リサイクル法第10条)

解説

- ・「廃家電を引き取ったとき」
 - 引取義務の対象かどうかに関係なく、引き取ったものについては、①～③の場合を除いて、全て引渡義務の対象
- ・「製造業者等に」
 - 製造業者等が指定する引取場所(全国に349か所(平成28年7月現在)。全製造業者等共通)に持ち込めば義務は履行されたこととなる。
(指定引取場所一覧) http://www.rkc.aeha.or.jp/text/s_place.html#
- ・①～③の「製品としてリユース」
 - 「製品として」であり、いわゆる「製品リユース」を指し、いわゆる「部品リユース(部品取り)」は含まれない。
- ・②、③で修理を行い、電気用品安全法上の製造(※1)に該当する場合は、同法に基づく製造事業届出、その他の手続(技術基準適合義務、適合性検査、自主検査、表示等)が必要

※1 製造とは、技術基準の適合に影響のある行為等(電氣的・機械的加工を伴う修理・部品交換、機能回復を上回る部品交換を含む。)をいう。

※2 届出の方法を始め各種手続等については、「製造輸入事業者向けガイド」を参照

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html

- ・リユースの場合の留意点 → P. 7参照
- ・製造業者等の指定引取場所までの収集・運搬方法に関する留意点 → P. 8、9参照
- ・廃エアコンの回収を行う際の留意点 → P. 10参照

		設置数			設置数
北海道		30			
東北	青森県	7	近畿	滋賀県	6
	岩手県	8		京都府	5
	宮城県	10		大阪府	13
	秋田県	6		兵庫県	7
	山形県	7		奈良県	3
	福島県	9		和歌山県	6
関東	茨城県	7	中国・ 四国	鳥取県	3
	栃木県	5		島根県	6
	群馬県	5		岡山県	4
	埼玉県	12		広島県	9
	千葉県	14		山口県	9
	東京都	15		徳島県	4
	神奈川県	11		香川県	4
北陸・ 甲信越	山梨県	4		愛媛県	6
	長野県	11		高知県	4
	新潟県	8		福岡県	10
	富山県	4		佐賀県	4
	石川県	4		長崎県	4
	福井県	4		熊本県	5
東海	岐阜県	7		九州・ 沖縄	大分県
	静岡県	10	宮崎県		5
	愛知県	13	鹿児島県		6
	三重県	7	沖縄県		3
			全国	349	

指定引取場所設置数(平成28年7月現在)

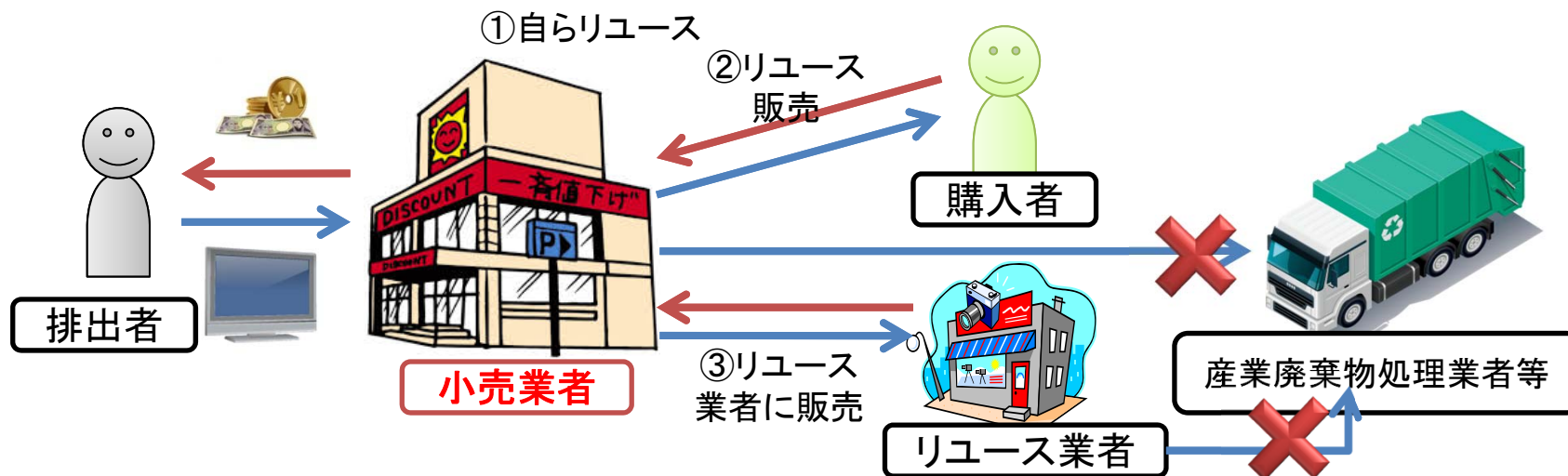
出典:平成27年度家電リサイクル年次報告書

(一般財団法人家電製品協会)

リユースに関する留意点

以下のような場合には、引渡義務違反等の可能性が高いので注意が必要。

- 引渡義務が除外される①～③の場合であっても、排出者から収集運搬料金、リサイクル料金を徴収した場合
 - ※ しかも、この場合は民法上の債務不履行又は不当利得に該当するとともに、詐欺罪に該当する可能性がある。
- リユース業者以外の主体（産業廃棄物処理業者、ヤード・スクラップ業者等）に引き渡した場合
 - ※ ③のリユース業者であっても処理費等を支払って引き渡した場合には引渡義務違反に該当する可能性がある。
- ③のリユース業者がリユース販売することなく、そのまま産業廃棄物処理業者等に引き渡した場合



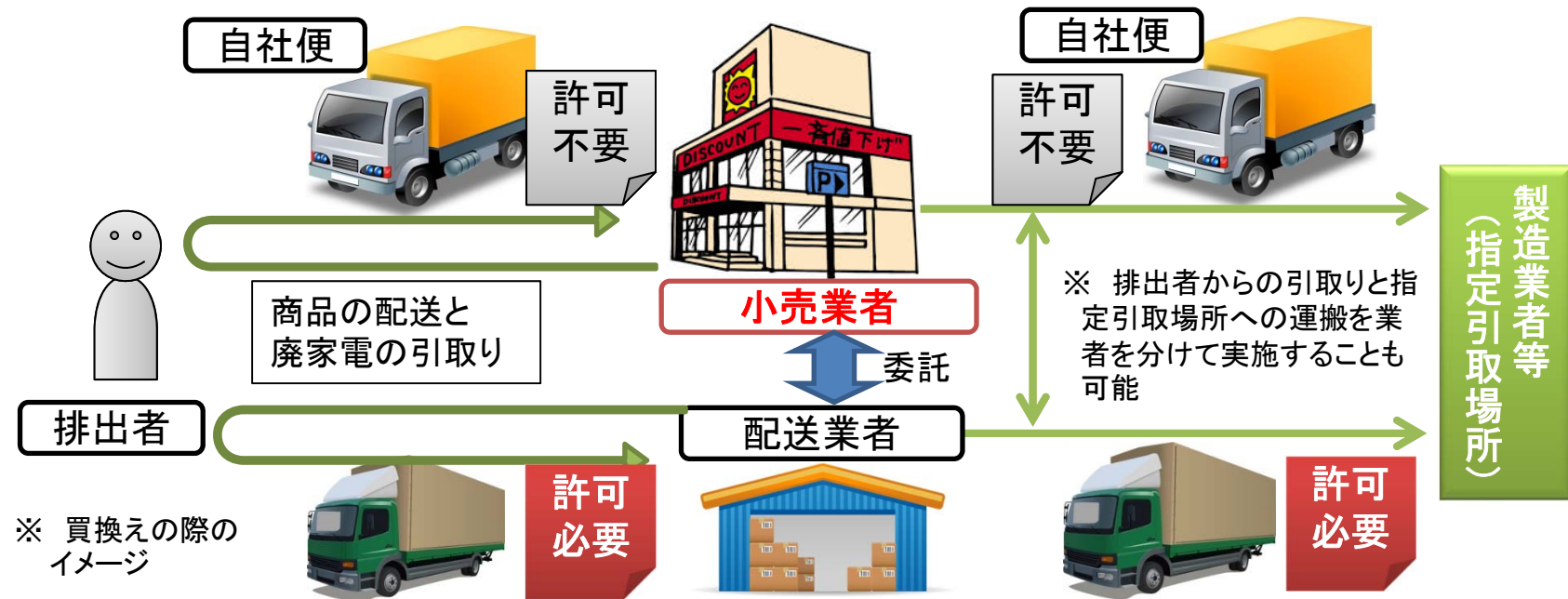
以上のように、特に③の場合は、譲渡先がリユース業者かどうかだけでなく、譲渡先で適正にリユース販売されているか等の厳格な管理が必要

⇒ このような「偽装リユース」を防ぎ、小売業者の管理負担を軽減する観点から、経済産業省・環境省では、「リユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドライン」を作成し、リユース対象製品を製造後7年以内の製品とすることを推奨

<ガイドラインのURL> : <http://www.env.go.jp/press/files/jp/12178.pdf>

収集・運搬に関する留意点①

- 廃家電の排出者からの引取りと製造業者等(指定引取場所)への引渡しの実施主体
 - ・ 小売業者自らが実施するほか、廃棄物処理法上の収集運搬許可を有する者に委託して実施することも可能
- 廃家電の引取り・引渡しに必要な許可
 - ・ 本来、家庭から出る廃家電は一般廃棄物、事業所から出る廃家電は産業廃棄物であり、それぞれ廃棄物処理法上の許可が必要
 - ※ 一般廃棄物の収集運搬の許可権者は市町村、産業廃棄物の収集運搬の許可権者は都道府県等であり、収集運搬を行う地域ごとに許可が必要
 - ・ しかし、家電リサイクル法に特例規定があり、小売業者自らが収集運搬を実施する場合は、許可は不要
 - ・ また、家電リサイクル法に特例規定があり、小売業者の委託を受けて収集運搬する許可業者については、どちらかの許可のみで可(ただし、収集運搬できる地域は許可の範囲)



収集・運搬に関する留意点②

配送業者等に委託して収集・運搬を実施する場合には、以下の点に注意が必要

- ① 委託先の配送業者(受託者)が廃棄物収集運搬業の許可を有していなかった(又は失効した)。
 - ➡ 委託先の配送業者(受託事業者)が廃棄物処理法違反となるため、許可を有する事業者への委託が必要
(契約の際及び定期的に廃棄物収集運搬業の許可証の確認等が必要)
- ② 収集・運搬を受託した業者が更に別の業者に再委託して収集・運搬を行っていた。
 - ➡ 再委託は廃棄物処理法上認められておらず、受託事業者が廃棄物処理法違反
- ③ 収集運搬を受託した業者の従業員が回収した廃家電を横流し(又は不法投棄)した。
 - ➡ 小売業者が引渡義務違反(不法投棄の場合、受託事業者は刑事罰の対象)

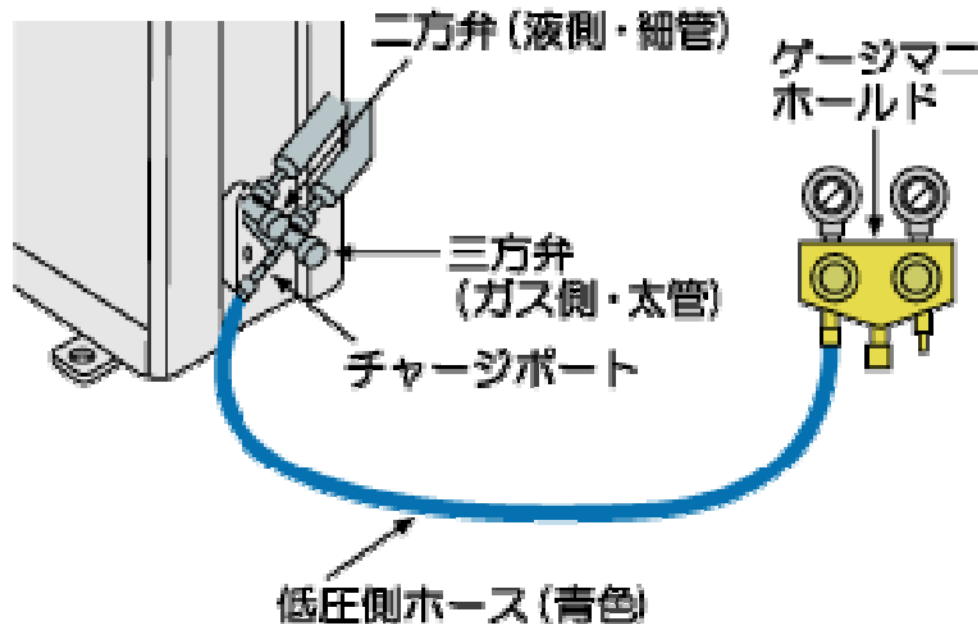
以上のように、受託事業者による横流しや紛失であっても、小売業者も家電リサイクル法違反に問われることとなる。

⇒ 自らの意に反して違法業者の扱いを受けないためにも、廃棄物処理法の許可を有し、信頼できる配送業者と委託契約を適切に交わすとともに、管理票等を通じて引渡し状況等について管理し、また、定期的に許可の有無を確認する必要がある。

廃エアコンの回収を行う際の留意点

- 家庭用エアコンには、室内ユニットや接続配管の中に相当量の冷媒フロンが蓄積されている。
- そのまま外してしまうと、冷媒フロンが大気中に放出され、オゾン層破壊や地球温暖化に悪影響を及ぼしてしまうため、回収前にポンプダウン作業が必要
- ※ 現在の製品にはオゾン層を破壊するフロンは含まれていないが、過去の製品には含まれているものもある。
また、現在の製品でも地球温暖化係数はCO₂の1,500～2,000倍がある。
- 小売業者自ら回収する場合のみならず、配送業者(工事業者)に委託する場合も、ポンプダウンの徹底を指導することが必要。

<ポンプダウンの一般的な作業方法(例)>




1. 三方弁(太管側)のチャージポートに圧力計(ゲージマニホールド)を取り付ける。
2. 二方弁(細管側)を全閉にする。
3. 冷房運転または強制冷房運転させる。(暖房運転では不可)
圧力計がほぼ0MPa(0kgf/cm²)になるまで運転する。
4. 三方弁全閉にし、運転を停止させる。
5. 圧力計(ゲージマニホールド)を外し、接続配管を外す。


製造業者等への引渡義務②

<ケーススタディ>


① 排出者から、リサイクル料金・収集運搬料金を徴収して液晶テレビを引き取ったが、まだ使えるものだったので、自社のテレビとして使用することにした。

 リサイクル料金等を徴収した上でのリユースは家電リサイクル法違反に該当します。 排出者への返金・家電リサイクル券の回収又は指定引取場所への引渡しを行えば違法状態はなくなります。

② 排出者から引き取ったエアコンを配送拠点の一角に保管していたが、当該配送拠点における廃家電の収集運搬を委託している許可業者から、「リユースも取り扱っており、これらのエアコンをリユースしたいので買い取りたい」との申出があったので、無償で譲渡し、排出者にリサイクル料金・収集運搬料金を返金した。しかし、当該業者はリユース販売することなく、そのまま産業廃棄物処理業者に引き渡してしまった。

 譲渡先が「リユースする」と言っても、実際にリユース販売されていない場合は、小売業者の引渡義務違反となります。 結果的にリユース販売されている可能性もありますが、譲渡先が古物営業法の許可を有しているか、リユース販売目的での譲渡かといった点を契約段階で確認するとともに、適正にリユース販売されているかを定期的を確認することが必要です。

③ 廃家電の収集運搬を受託している配送業者が、小売業者の所在県の産業廃棄物収集運搬許可を有していたが、最寄の指定引取場所が位置する隣県の許可を有していなかったため、当面は県内の指定引取場所に運搬し、隣県の許可を取得するよう指導した。

 廃家電の収集運搬を委託する場合、排出者からの引取りを行う場所と指定引取場所に引き渡す場所の両方の許可が必要です(通過するだけの場合は不要です。)

(参考) 特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しの状況(平成27年4月～平成28年3月、小売業者20社計)

毎年度、製造業者等への引渡台数の多い小売業者上位20社に対して報告徴収を行い、その結果を産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合に報告している。平成27年度、小売業者20社における引取台数は、約753万台となっており、その大部分が逆有償で引き取って、指定引取場所(製造業者等)へ引き渡したものとなっている。

		引取台数			引渡台数							引取・引渡台数の差	
		①対象期間中に排出者から引取り	②対象期間前から引き継いだ在庫	③計(①+②)	①指定引取場所(製造業者等)への引渡し	②特定家庭用機器として自ら再使用(小売業者自らが中古品として使用)	③特定家庭用機器として自ら販売(小売業者自らが中古品として販売)	④特定家庭用機器を販売する者に有償又は無償で譲渡(中古品販売業者に有償又は無償で譲渡)	⑤左欄④以外の譲渡(資源回収業者への譲渡、中古品販売業者への逆有償譲渡など)	⑥対象期間後に引き継ぐ在庫	⑦その他	⑧計(①～⑦)	引取台数③計 - 引渡台数⑧計
有償引取 (排出者から買取)	エアコン	1,083	0	1,083	0	0	0	1,083	0	0	1,083	0	
	ブラウン管テレビ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	液晶・プラズマテレビ	20,379	1,252	21,631	114	0	1,027	18,740	0	1,750	21,631	0	
	冷蔵庫・冷凍庫	41,755	142	41,897	0	0	0	41,707	0	190	41,897	0	
	洗濯機・衣類乾燥機	95,202	219	95,421	0	0	0	95,172	0	249	95,421	0	
	4品目合計	158,419	1,613	160,032	114	0	1,027	156,702	0	2,189	160,032	0	
無償引取 (排出者から無料引取)	エアコン	262	0	262	0	0	0	262	0	0	262	0	
	ブラウン管テレビ	74	0	74	54	0	0	20	0	0	74	0	
	液晶・プラズマテレビ	32	0	32	0	0	0	32	0	0	32	0	
	冷蔵庫・冷凍庫	116	0	116	0	0	0	116	0	0	116	0	
	洗濯機・衣類乾燥機	81	0	81	0	0	0	81	0	0	81	0	
	4品目合計	565	0	565	54	0	0	511	0	0	565	0	
逆有償引取 (排出者から料金を受領。収集運搬料金のみを受領した場合も含む。)	家電リサイクル法上のリサイクル料金を受領した引取(排出者からリサイクル料金を受領した場合であって、収集運搬料金の受領の有無に関わらない。)	エアコン	1,613,429	53,863	1,667,292	1,613,061	0	0	0	0	54,209	1,667,292	0
		ブラウン管テレビ	642,956	61,741	704,697	651,047	0	0	0	0	53,648	704,697	0
		液晶・プラズマテレビ	735,495	38,326	773,821	734,906	0	0	0	0	38,906	773,821	0
		冷蔵庫・冷凍庫	1,835,368	46,129	1,881,497	1,836,308	0	0	0	0	45,189	1,881,497	0
		洗濯機・衣類乾燥機	2,302,568	37,928	2,340,496	2,304,362	0	0	0	0	36,132	2,340,496	0
		4品目合計	7,129,816	237,987	7,367,803	7,139,684	0	0	0	0	228,084	7,367,803	0
	家電リサイクル法上のリサイクル料金以外の料金を受領した引取(排出者からリサイクル料金以外の料金を受領した場合であって、収集運搬料金のみを受領した場合も含む。)	エアコン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ブラウン管テレビ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		液晶・プラズマテレビ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冷蔵庫・冷凍庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
洗濯機・衣類乾燥機		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4品目合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	エアコン	1,614,774 (25.9～71.4%)	53,863	1,668,637	1,613,061	0	0	1,345 (0.1%)	0	54,209	1,668,637	0	
	ブラウン管テレビ	643,030 (26.5～84.9%)	61,741	704,771	651,101	0	0	20 (0.0%)	0	53,648	704,771	0	
	液晶・プラズマテレビ	755,906 (ブラウン管テレビと並列)	39,578	795,484	735,020	0	1,027 (0.1%)	18,772 (2.5%)	0	40,656	795,484	0	
	冷蔵庫・冷凍庫	1,877,239 (42.7～89.0%)	46,271	1,923,510	1,836,308	0	0	41,823 (2.2%)	0	45,379	1,923,510	0	
	洗濯機・衣類乾燥機	2,397,851 (50.7～99.9%)	38,147	2,435,998	2,304,362	0	0	95,253 (4.0%)	0	36,381	2,435,998	0	
		4品目合計	7,288,800	239,600	7,528,400	7,139,852	0	1,027	157,213	0	230,273	7,528,400	0

※1 「引取台数」欄中「合計」欄の()内は、小売業者各社の対象期間中における販売台数に対する引取台数の割合の幅を示す(一部の特異値を除く)。
 ※2 「引渡台数」欄中「合計」欄の()内は、対象期間中における引渡台数合計(対象期間後への在庫引継ぎ及び盗難等を除く。)に占める割合を示す。
 ※3 「対象期間前から引き継いだ在庫」欄及び「対象期間後に引き継ぐ在庫」欄は、四半期ごとの合計値

収集運搬料金の公表・応答(リサイクル料金を含む。)義務

小売業者は、指定引取場所までの収集運搬に要する料金を排出者(消費者等)に請求することができる。ただし、その料金は事前に公表しなければならず、適正な原価を勘案して設定しなければならず、また、排出者の廃家電の適正な排出を妨げることがないように配慮しなければならない。

(家電リサイクル法第11条、第13条第1項～第3項)

小売業者は、製造業者等が定めるリサイクル料金を排出者(消費者等)に請求することができ、製造業者等からの請求に応じ支払う。

(家電リサイクル法第12条、第19条)

排出者(消費者等)から求められたときは、収集運搬料金や製造業者等が定めるリサイクル料金を示さなければならない。

(家電リサイクル法第13条第4項)

解説

- ・ 収集運搬料金の公表の方法
→ 店舗の見やすい場所への掲示その他の適切な方法。インターネット販売の場合はWeb上に掲載、通信販売の場合はカタログに掲載等
- ・ 「適正な原価」
→ 意図的に高額な収集運搬料金は認められない。最も能率的に行った場合の「適正な原価」を目指して費用低減に向けた努力をすべきことを期待されている。「適正な原価」は小売業者固有の事情により異なるため、最終的には個々の小売業者単位で判断。
- ・ 家電製品協会が運営している「家電リサイクル券」システムに加入することにより、リサイクル料金の徴収と製造業者等への支払手続が円滑に実施可能。排出者がリサイクル料金を郵便局から直接製造業者等に支払っている場合には、リサイクル料金の徴収は不可(ただし、収集運搬料金を徴収することは可能)。
- ・ 排出者の求めに応じて収集運搬料金・リサイクル料金を示す方法
→ パンフレット・リーフレットの配布、照会への回答等

収集運搬料金が適正な原価を著しく超えていると認められる場合は、経済産業大臣・環境大臣による勧告・行政処分、刑事罰の対象となり得る。(詳細はP. 21)

(参考) 製造業者等におけるリサイクル料金①

- 製造業者等は、家電リサイクル法に基づき、リサイクル料金を公表しており、当該公表料金は、再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならないとされている。
- リサイクル費用の内訳については、毎年度、全ての製造業者等を対象に報告徴収を実施しており、その実績を産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において報告し、その適正性について議論。

【料金収入上位5社の製造業者等の再商品化等費用の内訳について(平成27年度実績、全品目合計値)】

(単位:百万円、1台あたりは円単位)

製造業者等名 ※1	① 再商品化等 料金収入	②再商品化等費用																		収支	③ 取引台数 (千台)
		委託費等※6						家電 リサイク ル券セ ンター費 用	製造業者等運営費※6												
		リサイクルプラント 費用		指定引取 場所・ 二次物流 費用	管理会社 運営費	リサイクルシステム企画・運営 関連費用※2			リサイクル処理技術開発関連費用※3				その他の 費用 ※4								
		フロン回 収にかか る費用 ※5	人件費			光熱費	その他		人件費	設備・ 材料費	光熱費	その他									
X1 (1台当たり)	8,181 (2,633)	8,465 (2,724)	7,619 (2,452)	4,472 (1,439)	871 (280)	2,534 (815)	614 (197)	357 (115)	489 (157)	58 (19)	36 (11)	0.03 (0)	23 (7)	416 (134)	193 (62)	62 (20)	0.64 (0)	160 (52)	14 (5)	▲ 284 (▲ 91)	3,108
X2 (1台当たり)	4,466 (2,619)	4,608 (2,703)	4,213 (2,471)	2,690 (1,578)	342 (201)	1,367 (802)	557 (327)	196 (115)	206 (121)	86 (50)	5 (3)	0.15 (0)	80 (47)	108 (63)	72 (42)	11 (7)	0.20 (0)	16 (9)	12 (7)	▲ 149 (▲ 88)	1,705
X3 (1台当たり)	4,015 (2,637)	4,115 (2,704)	3,612 (2,373)	2,342 (1,539)	292 (192)	1,118 (734)	152 (100)	175 (115)	329 (216)	146 (96)	146 (96)	0.47 (0)	0 (0)	175 (115)	138 (91)	37 (24)	0.04 (0)	0 (0)	7 (5)	▲ 101 (▲ 66)	1,522
X4 (1台当たり)	3,826 (2,659)	4,001 (2,780)	3,441 (2,391)	2,361 (1,641)	261 (182)	936 (650)	144 (100)	165 (115)	395 (275)	118 (82)	115 (80)	0.23 (0)	2 (2)	277 (193)	172 (119)	102 (71)	0.37 (0)	3 (2)	0 (0)	▲ 175 (▲ 121)	1,439
X5 (1台当たり)	2,585 (2,625)	2,638 (2,678)	2,316 (2,351)	1,472 (1,495)	0 (0)	744 (756)	99 (100)	113 (115)	209 (212)	71 (72)	50 (50)	0.00 (0)	21 (21)	139 (141)	29 (30)	0 (0)	0.00 (0)	109 (111)	0 (0)	▲ 53 (▲ 54)	985
その他計 (1台当たり)	4,547 (2,314)	5,031 (2,560)	4,408 (2,244)	1,148 (584)	161 (82)	446 (227)	80 (41)	237 (120)	386 (196)	217 (110)	187 (95)	0.27 (0)	29 (15)	138 (70)	119 (61)	4 (2)	0.21 (0)	14 (7)	31 (16)	▲ 484 (▲ 246)	1,965

(備考) ※1 製造業者等については、リサイクル料金収入の上位5社(企業グループ単位で回答されたものを含む)を記載

※2~4 上記「製造業者等運営費」の内訳(※2~※4)については、下記のような業務内容の主要事例を参考として、計上している。

※2 国・地方自治体・小売業者との連携及び情報交換、業界活動展開、リサイクルプラント・指定引取場所への監査・指導、コンプライアンス啓発の実施

※3 リサイクル処理に関する設備開発・実証実験(フロン回収向上技術開発、プラスチック回収・高品位化等)、新規商品(ドラム式洗濯機、シクロペンタン冷蔵庫等)のリサイクル処理技術開発

※4 使用済み家電回収促進、適正処理啓発活動の展開

※5 1台あたりのフロン回収にかかる費用については、4品目を合計した台数から求めているため、実際の費用より低い値となっている。

※6 「委託費等」及び「製造業者等運営費」の内訳は、報告があったもののみ計上しているため、合計値が一致しない場合がある。

(参考) 製造業者等におけるリサイクル料金②

環境配慮設計の取組の推進やリサイクル費用の低減等により、各製造業者等はこれまで複数回にわたりリサイクル料金の引下げを実施

<一部の製造事業者等におけるリサイクル料金の推移（例）>

品目	区分	法施行 当時	2007年 4月1日 引取分 より	2008年 11月1日 引取分よ り	2009年 4月1日 引取分 より	2011年 4月1日 引取分 より	2013年 4月1日 引取分 より	2014年 4月1日 引取分 より	2015年 4月1日 引取分 より	2016年 4月1日 引取分 より	2017年 4月1日 引取分 より	
エアコン	—	¥3,675	¥3,150	¥2,625	→	¥2,100	¥1,575	¥1,620	¥1,404	¥972	→	
ブラウン管式 テレビ	大 (16型以上)	¥2,835	→	¥2,835	→			¥2,916	→			¥2,376
	小 (15型以下)			¥1,785	→			¥1,836	→			¥1,296
液晶式・プラズ マ式テレビ	大 (16型以上)	—	—	—	¥2,835	→			¥2,916	→		
	小 (15型以下)	—	—	—	¥1,785	→			¥1,836	→		
冷蔵庫・ 冷凍庫	大 (171ℓ以上)	¥4,830	→	¥4,830	→			¥4,968	¥4,644	→		
	小 (170ℓ以下)			¥3,780	→			¥3,888	¥3,672	→		
洗濯機・ 衣類乾燥機	—	¥2,520	→					¥2,592	¥2,484	→		

※ リサイクル料金は製造業者等ごとに定めるところ、この料金とは異なる料金を設定している製造業者等もいるため、確認が必要

※ 2014年4月1日引取分については、消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴って料金が引き上げられたものであり、税抜価格は変動していない。

管理票(家電リサイクル券)の交付・管理・保管等義務①

小売業者は、排出者(消費者等)から廃家電を引き取る際、管理票の写しを交付しなければならない。(家電リサイクル法第43条第1項)

また、製造業者等に引き渡す際に管理票を交付し、回付された管理票を3年間保存しなければならない。(家電リサイクル法第43条第2項～第4項)

さらに、排出者(消費者等)から閲覧の申出があった場合には、正当な理由がなければ拒むことはできない。(家電リサイクル法第43条第5項)

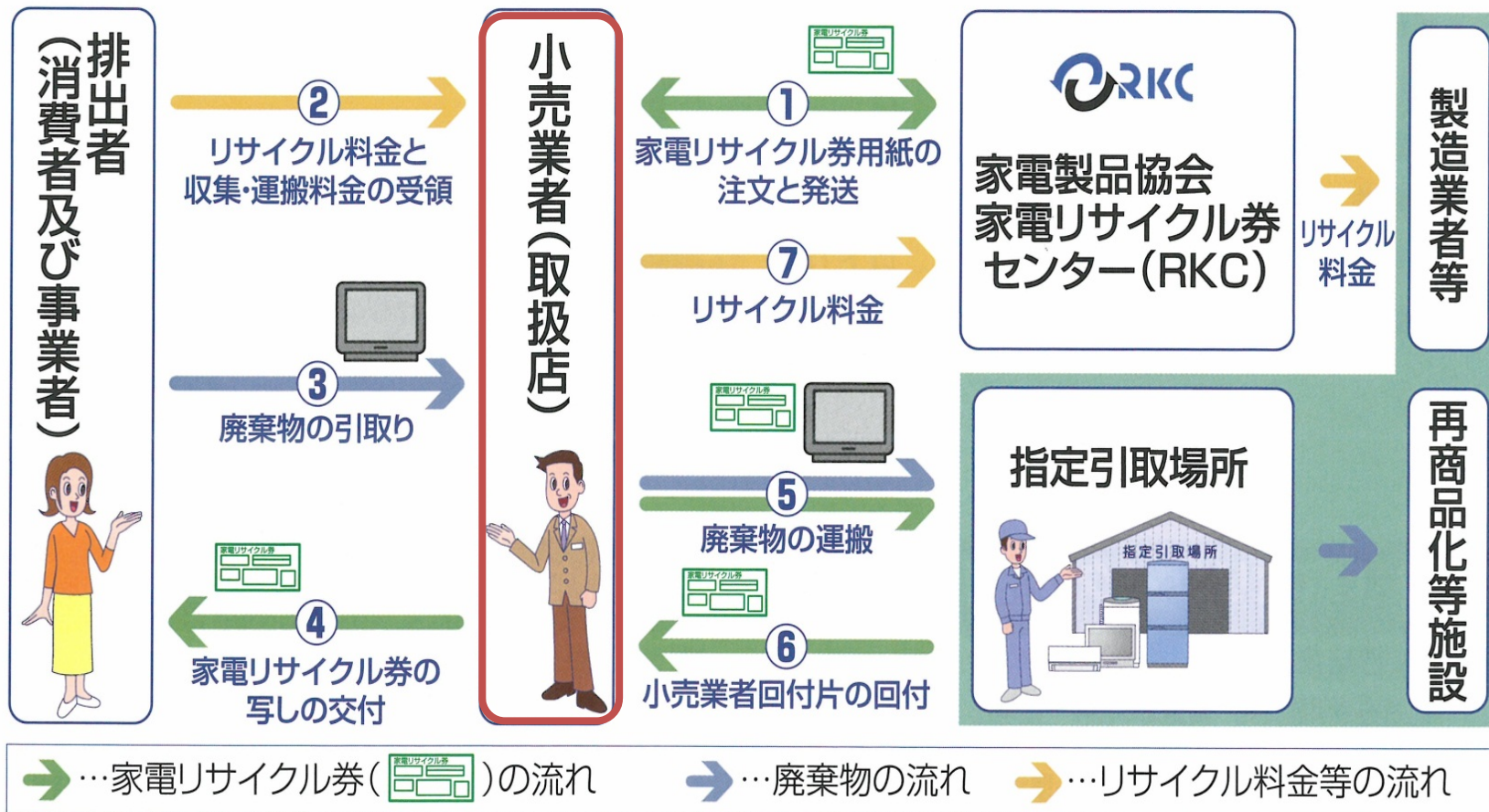
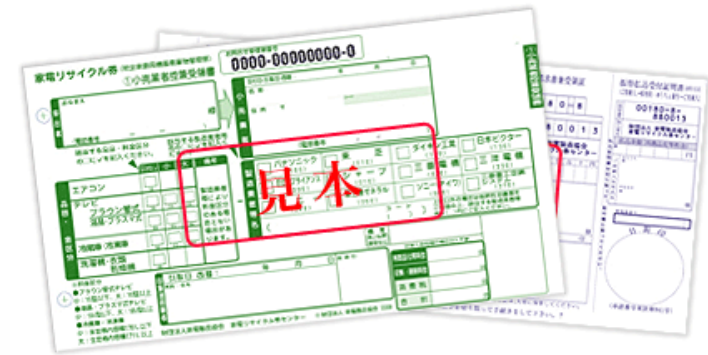
解説

- ・ 管理票に記載しなければならない情報は、交付年月日、排出者の氏名・電話番号、小売業者の名称・本店又は支店の所在地、引き取る廃家電の種類、製造業者等名
- ・ 管理票は廃家電1品につき1枚発行しなければならない。
- ・ 管理票の事務の一部(排出者への管理票の写しの交付、製造業者等への管理票の交付及び回付に関する事務)を収集・運搬を委託する業者に委託することができる。逆に、保存と閲覧の申出への対応については委託することはできない。
- ・ 管理票にリサイクル料金の領収証機能を付加した「家電リサイクル券」システムを家電製品協会が運用

管理票に関する義務が遵守されない場合は、経済産業大臣・環境大臣による勧告の対象となり得る。

(参考)家電リサイクルシステムの概要

家電製品協会が運用している家電リサイクル券システムに加入することで、管理票に関する義務のうち、排出者への写しの交付や製造業者等への管理票の交付等の事務に適切に対応することが可能。
 家電リサイクル券センター:0120-319640




管理票(家電リサイクル券)の交付・管理・保管等義務②

<ケーススタディ>


① 排出者から廃家電を引き取る際に、家電リサイクル券の写しを交付し忘れたが、リサイクル料金・収集運搬料金は適切に徴収し、指定引取場所まで適正に収集運搬を行っていれば問題はない。

 排出者への管理票の写しの交付は小売業者の義務です。

② 法人営業の取引先の会社のオフィスから一度に20台の液晶テレビの引取りを求められたが、廃棄物処理法のマニフェストと同様、一度に運搬すれば、家電リサイクル券も1枚だけ発行すればよい。

 家電リサイクル法の管理票は廃家電1品につき1枚交付する必要がありますので、この場合は20枚交付していただく必要があります。

③ 配送業者(産業廃棄物収集運搬許可業者であるほか、小売業者の立場も有する。)に廃家電の収集運搬を委託しているが、その配送業者から「家電リサイクル券の交付や保存は面倒かと思うので、保存も含めて当社で一括管理したい。当社名で家電リサイクル券も発行する。」という申出があったため、任せることにした。

 収集・運搬を委託する業者に委託することができるのは、排出者への管理票の写しの交付と製造業者等への管理票の交付及び回付のみであり、保存や閲覧の申出の対応も含めて委託することは家電リサイクル法違反です。また、当該配送業者の名前で家電リサイクル券を発行させる行為は、小売販売を行った「小売業者」の義務を潜脱する行為として違法のおそれが強く、当該小売業者名で発行する必要があります。

小売業者の義務のまとめ(チェックリスト)①

これまでの小売業者の義務について、遵守すべき事項を簡単にまとめると、以下のとおり。

<チェックリスト>

収集・運搬料金等

- ①収集・運搬料金は公表しているか。(Web上、カタログに掲載等)
- ②公表した収集・運搬料金は適正な原価を勘案したものとなっているか。
- ③リサイクル料金、収集・運搬料金の照会への対応は迅速かつ丁寧か。

指定引取場所への収集・運搬

- ①廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を得た者に委託しているか。
- ②委託契約を文書で交わしているか。
- ③契約書に再委託禁止条項が含まれているか。
- ④管理票(家電リサイクル券)の事務の一部を委託(保存や閲覧に関する事務は不可)している場合、小売業者自らが発行、回付等の状況をチェックしているか。

廃家電の引取り、中古品としての譲渡

- ①「排出者から引き取った廃家電」「指定引取場所に引き渡した廃家電」「中古品として引き取った家電」の台数チェックがなされているか、また、台数に整合が取れているか。
- ②中古品としての引取基準(リユース基準)を設定しているか。
- ③リユース基準が適切であるか。

<次ページに続く。>

小売業者の義務のまとめ(チェックリスト)②

<前頁からの続き>

管理票(家電リサイクル券)の保存・閲覧請求への対応

- ①保存期間(3年間)が遵守されているか。
- ②閲覧に適した状態であるか。
- ③管理票(家電リサイクル券)の閲覧請求への対応は迅速かつ丁寧であるか。

管理票(家電リサイクル券)の回付確認

- ①管理票(家電リサイクル券)の写しを排出者に交付しているか。
- ②回付確認を定期的に行っているか。
- ③回付がない管理票(家電リサイクル券)の廃家電についての状況確認は行っているか。

引き取った廃家電の保管状況その他

- ①保管期間が長すぎないか。
- ②荷崩れが起きないように保管されているか。
- ③盗難を防ぐ措置が取られているか。
- ④廃エアコンの取外しの際、冷媒フロンのポンプダウンを確実に実施しているか、また、廃エアコンの取外しを他者に委託している場合、ポンプダウンを指示しているか。

以上の点について、「全てを満たしていなければ違法」というわけではないが、これらを全てを満たしていれば違法性を問われることは基本的にはない。

<小売業者の義務>
(再掲)

排出者(消費者)からの引取義務

収集運搬料金の公表・応答義務

製造業者等への引渡義務

管理票の交付・管理・保管等義務

家電リサイクル法違反に対する対応

- ◆ 以上の小売業者の義務の履行状況については、経済産業省（経済産業局）・環境省（地方環境事務所）による立入検査を実施し（平成27年度：516件実施）、適正に義務を果たしているかを定期的に確認

※ 立入検査は、通常、事前に立入検査通知書によって検査日時等を通知。
検査を拒否すると刑事罰の対象となるので、注意が必要。

- ◆ 立入検査や外部からの通報等により、家電リサイクル法の義務違反が発覚した場合は、以下のような手順により、経済産業省・環境省が行政指導、行政処分、刑事告発を実施

